

生駒市規則第32号

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条の5の表中「5,600円」を「5,700円」に、「3,800円」を「3,900円」に、「8,000円」を「8,600円」に、「6,500円」を「7,100円」に、「10,400円」を「11,500円」に、「8,900円」を「10,000円」に、「12,800円」を「14,400円」に、「11,300円」を「12,900円」に、「15,200円」を「17,300円」に、「13,700円」を「15,800円」に、「17,600円」を「20,200円」に、「16,100円」を「18,700円」に、「20,000円」を「23,100円」に、「18,500円」を「21,600円」に、「22,400円」を「25,900円」に、「20,900円」を「24,400円」に、「23,300円」を「27,700円」に、「21,800円」を「26,200円」に、「24,200円」を「29,500円」に、「22,700円」を「28,000円」に、「25,100円」を「31,300円」に、「23,600円」を「29,800円」に、「26,000円」を「33,100円」に、「24,500円」を「31,600円」に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年11月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75

を

68
69
69
69
70
70
70
71
71
71
72
73
74

に、

51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
55

を

50
51
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53

に改める。

（技能職員の給与等に関する規則の一部改正）

第3条 技能職員の給与等に関する規則（昭和41年12月生駒市規則第9号）

の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

給料表

職員の区分	号給	給料月額（円）
再任用職員以外の職員	1	132,400
	2	134,000
	3	135,700
	4	137,300
	5	139,100
	6	140,800
	7	142,500
	8	144,300
	9	146,000
	10	147,500
	11	149,000
	12	150,600
	13	152,300
	14	153,900
	15	155,500
	16	157,100
	17	158,600
	18	160,300
	19	162,100
	20	163,800
	21	165,600
	22	167,400

23	169,200
24	171,100
25	172,900
26	174,700
27	176,500
28	178,400
29	180,300
30	181,900
31	183,500
32	185,100
33	186,600
34	188,200
35	189,800
36	191,300
37	192,900
38	194,600
39	196,200
40	197,900
41	199,500
42	201,100
43	202,700
44	204,300
45	205,800
46	207,500
47	209,200
48	210,900
49	215,500

50	217,100
51	218,700
52	220,300
53	221,900
54	223,600
55	225,300
56	227,000
57	228,600
58	230,400
59	232,100
60	233,800
61	235,600
62	237,200
63	238,800
64	240,400
65	241,800
66	243,400
67	244,900
68	246,500
69	248,000
70	249,500
71	251,000
72	252,500
73	253,900
74	255,600
75	257,300
76	259,000

77	260,700
78	262,500
79	264,300
80	266,100
81	267,600
82	269,400
83	271,200
84	273,000
85	274,600
86	276,300
87	278,000
88	279,700
89	281,400
90	283,100
91	284,800
92	286,500
93	288,200
94	289,900
95	291,600
96	293,300
97	294,700
98	296,300
99	297,900
100	299,500
101	300,900
102	302,400
103	303,900

104	305,400
105	306,700
106	308,000
107	309,300
108	310,700
109	312,000
110	313,300
111	314,600
112	315,900
113	317,300
114	318,100
115	318,900
116	319,700
117	321,200
118	322,700
119	324,300
120	325,800
121	327,100
122	328,400
123	329,700
124	330,800
125	331,800
126	332,900
127	334,000
128	334,500
129	335,400
130	336,200

131	337,100
132	337,900
133	338,200
134	338,900
135	339,600
136	340,200
137	343,700
138	345,500
139	347,300
140	349,200
141	351,100
142	353,000
143	354,800
144	356,500
145	358,200
146	359,900
147	361,100
148	362,300
149	363,500
150	364,700
151	365,900
152	366,700
153	367,900
154	369,000
155	370,100
156	371,100
157	372,100

158	373,100
159	374,100
160	375,100
161	376,100
162	377,100
163	378,100
164	379,100
165	380,100
166	381,100
167	382,100
168	383,100
169	384,100
170	385,100
171	386,100
172	387,100
173	388,100
174	389,100
175	390,100
176	391,100
177	392,100
178	393,100
179	394,100
180	395,100
181	396,100
182	397,100
183	398,100
184	399,100

	185	400,100
再任用職員		市長が定める額

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料等の支給に関する規則、初任給、昇格、昇給等に関する規則及び技能職員の給与等に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の技能職員の給与等に関する規則の規定を適用する場合には、改正前の技能職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能職員の給与等に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。